

日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画新町地区地区計画を次のように決定する。

名 称		新町地区地区計画
位 置		日野市新町一丁目、新町三丁目、栄町四丁目及び栄町五丁目各地内
面 積		約5.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、土地区画整理事業により健全な市街地が形成、整備される地区であり、水と緑を生かした魅力ある生活空間の創造を図るため、建築物の規制、誘導を積極的に推進し、良好な住環境の形成と事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区を2地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。 〔低層住宅地区〕 低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を目指しつつ、敷地の細分化を防止し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成及び保全を図る。 〔沿道地区〕 周辺環境に配慮しつつ、地区内及び周辺の利便性を考慮し、商業、業務や住宅の調和のとれた適切な沿道土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により一体的に整備される道路、公園及び緑地の維持、保全を図る。 また、水路については、景観面にも配慮をし、親水性を持たせるとともに、公園に面する部分については公園と一体となった水と緑のうるおいの場としての整備、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、垣又はさくは街並み景観の向上を図るため、生垣を主体としたものとする。

地区 整備 計画 事項	位 置		日野市新町一丁目、新町三丁目、栄町四丁目及び栄町五丁目各地内	
	面 積		約5.5ha	
	地区の区分	名 称	低 層 住 宅 地 区	沿 道 地 区
		面 積	約4.9ha	約0.6ha
	建築物等	建築物等の用途の制限※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 4 前各号の建築物に附属するもの	
	建築物等	建築物の敷地面積の最低限度	120m ²	150m ²
	建築物等	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5m ² 以内であること。 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	
	建築物等	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。 2 屋外広告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。 3 住戸への出入りのため水路上を横断する場合は、その工作物の幅は4m以下とする。	
	建築物等	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は生垣又は透視可能なフェンスとする。ただし高さ0.6m以下のブロック塀等はこの限りでない。 また、水路に面する垣又はさく（門柱を除く）の構造は生垣とする。	
	建築物等			

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

※は知事承認事項

理由：土地区画整理事業の効果の維持と保全を図り、地区の良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。